

長崎県保育士修学資金貸付制度のご案内

令和4年度版

◆長崎県保育士修学資金貸付とは

長崎県内の保育の職場で働く人材の育成・確保を目的としている修学資金の貸付事業です。

◆貸付対象者 (次のいずれの要件も満たしている者です)

- ①保育士養成施設に在学し、卒業後、保育士として長崎県内の保育所等で対象業務に従事する意思がある者。
- ②長崎県内に住民登録している者であって、県内の養成施設に修学している者、又は在学前まで県内に住民登録していて、県外の養成施設で修学している者。
- ③家庭の経済状況等から学費支弁が困難な者でかつ、学業成績が優秀であり、学習意欲のある者。(学業成績優秀とは、高校の5段階評定の平均値が概ね3.5以上の者。但し、教科以外の学校活動等で特に優れた成果を収めていると学校長が推薦する者を含む。)

◆貸付内容

- 修学資金 月額5万円以内(総額120万円以内)
- 入学準備金 20万円以内(初回の貸付時)
- 就職準備金 20万円以内(卒業時に貸付)
- 生活費加算 生活保護受給世帯の者及び市町村民税非課税世帯等の者に限る。

◆貸付利子 無利子

◆高等教育の修学支援新制度等との併給について

- 高等教育の修学支援新制度により、修学にかかる経済的負担の軽減が図られる対象学生は、新制度利用を原則とし、授業料等の金額から授業料等減免額を差引、減免後も自己負担が生じる場合に限り、修学資金(授業料等)及び入学金の自己負担額の範囲内において、本修学資金限度額の範囲内で貸付することとなります。また、生活費加算は貸付の対象外となります。
- 日本学生支援機構の貸与型奨学金との併給には制限がありません。
- 生活福祉資金や母子・父子寡婦福祉資金など、国庫補助で実施されている貸付事業との併給はできません。

◆貸付期間 原則2年間

※ただし、修学期間が2年を超える場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間とすることができます。

◆募集期間及び人員

募集人員 50名～60名程度

受 付 令和4年4月1日～令和4年4月30日まで

対象者: 令和4年4月に指定保育士養成施設に在籍している者

(※予算の範囲内での貸付決定となりますので、審査等により不承認となる場合があります。)

◆申請方法等

下記提出書類を作成のうえ、在籍する養成施設に提出して下さい。

養成施設長は推薦書を作成のうえ、県社会福祉協議会に提出して下さい。

◆提出書類

- ①貸付申請書(様式第1号)
- ②個人情報取扱いに関する同意書(様式第2号)
- ③住民票(世帯の全部、個人番号のないもの)
- ④養成施設の推薦書(様式第3号)
- ⑤本人及び本人と生計を一にする家族の所得を証明するもの (所得証明書、源泉徴収票等)
- ⑥高等学校の調査書 (養成施設在籍学生は養成施設の成績証明書)

※ 調査書等の取得には日数を要する場合がありますので、余裕をもって申請して下さい。

- ⑦申請書チェックリスト

その他、生活保護受給者の方が申請する場合は、別途必要な書類があります。詳細については、募集要項を参照して下さい。

◆返還免除

- 指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録をし、長崎県内の保育所等において5年間(過疎地域は3年間)保育士業務に従事した場合、返還が免除されます。

◆貸付金の返還

- 養成施設を退学された場合、または5年間(過疎地域は3年間)の保育士業務に就くことができなかった場合には貸付金を返還していただきます。

◆問い合わせ先

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付担当 電話 095-894-4027